

上尾市訓令第 8 号

本 庁
出 先 機 関
上尾市建設工事等請負業者審査委員会

上尾市建設工事等請負業者審査委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市建設工事等請負業者審査委員会設置規程の一部を改正する訓令
上尾市建設工事等請負業者審査委員会設置規程（昭和 4 8 年上尾市訓令第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「1, 0 0 0 万円」を「3, 0 0 0 万円」に、「オまで」を「エまで」に改め、同号中ウを削り、エをウとし、オをエとし、同条第 7 号を同条第 8 号とし、同条第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 総合評価落札方式による競争入札に付する場合における当該競争入札
の落札者決定基準

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。